

平成 29 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

目 次

○ 平成 29 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
2	審査の意見	2

○ 平成 29 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3
1	審査の結果	3
2	審査の意見	4

○ 付 表

第 1	実質赤字比率	5
第 2	連結実質赤字比率	6
第 3	実質公債費比率	8
第 4	将来負担比率	9
第 5	資金不足比率	10
第 6	健全化判断比率等の対象会計	11

平成 29 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 480 号

平成 30 年 9 月 14 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 佐 藤 佳 臣

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 安 本 美 紀

山梨県監査委員 杉 山 肇

平成 29 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 29 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成 29 年度の山梨県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の期間

平成 30 年 8 月 16 日から平成 30 年 9 月 13 日まで

第3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 29 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 29 年度 (%)	平成 28 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	15.2	15.5	25.0
将来負担比率	203.6	202.6	400.0

注) 実質収支及び連結実質収支は、ともに黒字（資金剰余）であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」で表示される。

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率

平成 29 年度の実質収支は、121 億 7,464 万円余の黒字であることから、実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質収支及び電気事業会計等の公営企業会計の資金収支を合算した平成 29 年度の連結実質収支は、304 億 2,643 万円の資金剰余（黒字）であることから、連結実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(3) 実質公債費比率

平成 29 年度の実質公債費比率は 15.2%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して 0.3 ポイント低下（改善）している。

これは主として、県債等残高の計画的な削減により臨時財政対策債を除く元利償還金が減少したことなどによるものである。

実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる 18%を下回っているものの、県債等残高の増加は財政の硬直化を招く要因ともなることから、県債の発行に当たっては、後年度の負担について十分検討するとともに、実質的な公債費の計画的な縮減に取り組むなど、財政の健全化に努められたい。

(4) 将来負担比率

平成 29 年度の将来負担比率は 203.6%で、早期健全化基準を下回っているが、前年度と比較して 1.0 ポイント上昇している。

これは主として、県債等残高などの将来負担額が前年度と比較して 168 億 9,987 万円余減少したものの、基金などの将来負担額への充当可能財源等が前年度と比較して 147 億 7,461 万円余減少したこと、及び標準財政規模が前年度と比較して 23 億 6,805 万円余減少したことによるものである。

将来負担額の大部分を県債等残高が占めていることから、県民ニーズを的確に把握し、今後の行政需要に応じた計画的な県債発行に努め、着実に県債等残高の縮減に取り組まれたい。

また、将来負担額のうち、主要な県出資法人に係る県負担見込額は、151 億 9,288 万円余と多額であることから、引き続き各法人の経営状況を注視し、経営改革プランに基づいた取組を着実に実行することにより、県負担見込額の更なる削減を図られたい。

平成 29 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 481 号

平成 30 年 9 月 14 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 佐 藤 佳 臣

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 安 本 美 紀

山梨県監査委員 杉 山 肇

平成 29 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 29 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成 29 年度山梨県公営企業会計の決算に基づく、次に掲げる公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

- (1) 山梨県営電気事業会計
- (2) 山梨県営温泉事業会計
- (3) 山梨県営地域振興事業会計
- (4) 山梨県流域下水道事業特別会計

第2 審査の期間

平成 30 年 8 月 16 日から平成 30 年 9 月 13 日まで

第3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

監査委員は、知事から提出された平成 29 年度山梨県公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類等を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

公営企業会計名	資金不足比率		経営健全化基準 (%)
	平成 29 年度 (%)	平成 28 年度 (%)	
電気事業会計	—	—	20.0
温泉事業会計	—	—	20.0
地域振興事業会計	—	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	—	20.0

注) いずれの公営企業会計も資金剰余(黒字)であり、資金不足比率は算定されないことから、「—」で表示される。

2 審査の意見

電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計並びに流域下水道事業特別会計において、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度と同様に算定されない。

引き続き、各公営企業の健全な経営に努められたい。

付 表

第1 実質赤字比率

第2 連結実質赤字比率

第3 実質公債費比率

第4 将来負担比率

第5 資金不足比率

第6 健全化判断比率等
の 対 象 会 計

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 12,174,649}{261,114,964} \times 100 = - (\Delta 4.66\%)$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)		
一般会計	458,813,576	451,519,991	396,371	42,093,952	1,670,709	0	39,483,077	2,615,630	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	10,112,290	7,233,079	0	577,845	0	0	510,709	2,812,075
	災害救助基金特別会計	194	194	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	219,077	69,252	0	0	0	149,825	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,277,856	2,100,469	0	0	0	0	0	3,177,387
	農業改良資金特別会計	181,749	33,806	0	0	0	139,982	0	7,961
	市町村振興資金特別会計	4,970,888	1,234,858	0	219,500	0	0	0	3,516,530
	県税証紙特別会計	1,845,358	1,825,311	0	0	0	0	0	20,047
	集中管理特別会計	102,500,033	102,475,014	0	0	0	0	0	25,019
	商工業振興資金特別会計	29,787,319	29,787,319	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	167,024	60,339	0	0	0	106,685	0	0
	公債管理特別会計	131,557,795	131,557,795	0	0	0	0	0	0
合計	745,433,159	727,897,427	396,371	42,891,297	1,670,709	396,492	39,993,786	12,174,649	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	114,137,745
普通交付税額	126,034,577
臨時財政対策債発行可能額	20,942,642
合計	261,114,964

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H 27	H 28	H 29
実質収支額	14,108,123	11,923,106	12,174,649
標準財政規模	264,905,911	263,483,022	261,114,964
実質赤字比率	△ 5.32	△ 4.52	△ 4.66

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 30,426,430}{261,114,964} \times 100 = - (\Delta 11.65\%)$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)	
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)			
一 般 会 計	458,813,576	451,519,991	396,371	42,093,952	1,670,709	0	39,483,077	2,615,630	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	恩賜県有財産特別会計	10,112,290	7,233,079	0	577,845	0	0	510,709	2,812,075
	災害救助基金特別会計	194	194	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	219,077	69,252	0	0	0	149,825	0	0
	中小企業近代化資金特別会計	5,277,856	2,100,469	0	0	0	0	0	3,177,387
	農業改良資金特別会計	181,749	33,806	0	0	0	139,982	0	7,961
	市町村振興資金特別会計	4,970,888	1,234,858	0	219,500	0	0	0	3,516,530
	県税証紙特別会計	1,845,358	1,825,311	0	0	0	0	0	20,047
	集中管理特別会計	102,500,033	102,475,014	0	0	0	0	0	25,019
	商工業振興資金特別会計	29,787,319	29,787,319	0	0	0	0	0	0
	林業・木材産業改善資金特別会計	167,024	60,339	0	0	0	106,685	0	0
	公債管理特別会計	131,557,795	131,557,795	0	0	0	0	0	0
合 計	745,433,159	727,897,427	396,371	42,891,297	1,670,709	396,492	39,993,786	12,174,649	

公営企業会計(法非適用) 企業に係る資金剰余额 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	資金剰余额(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
流域下水道事業特別会計	6,759,646	5,935,289	0	760,978	0	0	577,151	640,530

公営企業会計(法適用) 企業に係る資金剰余额 (C)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産	流動資産控除額	算入地方債	流動負債	流動負債控除額	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)-(3)-(4) +(5)
電気事業会計	18,499,968	0	0	1,441,347	145,768	17,204,389
温泉事業会計	434,838	0	0	30,529	0	404,309
地域振興事業会計	47,697	0	0	3,267,216	3,222,072	2,553
合 計	18,982,503	0	0	4,739,092	3,367,840	17,611,251

標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	114,137,745
普通交付税額	126,034,577
臨時財政対策債発行可能額	20,942,642
合 計	261,114,964

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 27	H 28	H 29
実質収支額等	30,055,977	28,719,483	30,426,430
標準財政規模	264,905,911	263,483,022	261,114,964
連結実質赤字比率	△ 11.34	△ 10.89	△ 11.65

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

【計算結果】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{平成27年度} + \text{平成28年度} + \text{平成29年度}) \div 3}{(15.25288 + 15.37006 + 15.00378) \div 3} = 15.2\%$$

(単位：千円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）	(A)	82,542,920	81,217,748	79,363,958
準元利償還金	(B)	5,718,179	7,232,931	7,893,347
特定財源	(C)	3,217,460	3,144,828	3,339,452
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	52,671,837	52,946,221	52,638,499
標準財政規模	(E)	264,905,911	263,483,022	261,114,964

実質公債費比率（単年度）

$$(H27) \frac{(82,542,920 + 5,718,179) - (3,217,460 + 52,671,837)}{264,905,911 - 52,671,837} \times 100 = 15.25288\%$$

$$(H28) \frac{(81,217,748 + 7,232,931) - (3,144,828 + 52,946,221)}{263,483,022 - 52,946,221} \times 100 = 15.37006\%$$

$$(H29) \frac{(79,363,958 + 7,893,347) - (3,339,452 + 52,638,499)}{261,114,964 - 52,638,499} \times 100 = 15.00378\%$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H 27	H 28	H 29
実質公債費比率 (3か年平均)	15.9	15.5	15.2

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,143,733,461 - 719,233,937)}{(261,114,964 - 52,638,499)} \times 100 = 203.6 \%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	988,676,701
	恩賜県有財産特別会計	11,229,714
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	340,339
	中小企業近代化資金特別会計	4,293,209
	農業改良資金特別会計	102,717
	林業・木材産業改善資金特別会計	5,750
	小 計	1,004,648,430
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	2,392,287
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	15,613,344
退職手当負担見込額	一 般 会 計	105,856,861
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	6,810,651
	第 三 セ ク タ ー 等	8,411,888
	小 計	15,222,539
連結実質赤字額		0
合 計		1,143,733,461

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	103,025,417
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	24,095,305
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	592,113,215
合 計	719,233,937

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

標準財政規模	261,114,964
--------	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	52,638,499
---------------------------	------------

【早期健全化基準】

(単位：%)

早期健全化基準	400.0
---------	-------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 27	H 28	H 29
将来負担額	1,166,217,839	1,160,633,333	1,143,733,461
充当可能財源等	736,509,605	734,008,553	719,233,937
標準財政規模	264,905,911	263,483,022	261,114,964
基準財政需要額算入公債費	52,671,837	52,946,221	52,638,499
将来負担比率	202.4	202.6	203.6

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 17,204,389}{4,241,401} \times 100 = - (\Delta 405.6\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 404,309}{127,370} \times 100 = - (\Delta 317.4\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 2,553}{349,178} \times 100 = - (\Delta 0.7\%)$$

〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 640,530}{2,836,779} \times 100 = - (\Delta 22.5\%)$$

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）(A)

(単位：千円)

会計名	流動負債 (歳出額)	流動負債 控除額	算入地方債	流動資産 (歳入額-翌年度に 繰り越すべき財源)	流動資産 控除額	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)+(3)-(4)+(5)
電気事業会計	1,441,347	145,768	0	18,499,968	0	△ 17,204,389
温泉事業会計	30,529	0	0	434,838	0	△ 404,309
地域振興事業会計	3,267,216	3,222,072	0	47,697	0	△ 2,553
流域下水道事業特別会計	5,935,289	0	0	6,575,819	0	△ 640,530

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会計名	営業収益 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
電気事業会計	4,241,401	0	4,241,401
温泉事業会計	127,370	0	127,370
地域振興事業会計	349,178	0	349,178
流域下水道事業特別会計	2,836,779	0	2,836,779

【経営健全化基準】

(単位：%)

経営健全化基準	20.0
---------	------

第6 地方財政健全化法の健全化判断比率等の対象会計

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	会計・法人等名	実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担率	資金不足率	
一般会計	普通会計	○一般会計	↑	↑	↑	↑		
特別会計		【一般会計等に属する特別会計】 ○恩賜県有財産特別会計 ※地方財政状況調査では、「清里の森」は公営企業会計（法非適）に区分 ○災害救助基金特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○農業改良資金特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○県税証紙特別会計 ○集中管理特別会計 ○商工業振興資金特別会計 ○林業・木材産業改善資金特別会計 ○公債管理特別会計					↓	
	公営事業会計	【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】 （本県該当なし）						
	公営企業会計	【法適用企業】 ○電気事業会計 ○温泉事業会計 ○地域振興事業会計 【法非適用企業】 ○流域下水道事業特別会計		↓			↑ 公営企業会計 ごとに算定 ↓	
一部事務組合等		（本県該当なし）			↓			
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構				↓		

